

第十ト具陳令禪長ヨリ考慮中ナリト回答ヲ得辭去セリ
次ノ更ニ二十九日午後二時ヨリ第二回會議ヲ開催
十八名出席開會ヲ宣シタル後 次第ヨリ
昨日自分ハ委員ヲ招集シタルカ一人ノ委員モ兼セス此ノ運動
ハ急速ニ發展セシムルノ要アルニ不拘斯ル状態ヲ見タル自
分ハ本會委員長及地連委員ヲ辭任スハク主張菊地峯々木等ヨリ
不参理由ヲ述ハ辭派 小林ノ提議ニ依リ直ニ白上局長代理ヲ
訪問スルコトニ決シ

交渉 範圍

- (1) 元首櫻部タリト三名ヲ採用セル理由如何
- (2) 殊ル四十名ヲ一度ニ獲得セシムルヤ又ハ分割獲得セシムルヤ
及其ノ時期如何 ヲ櫻部ノ形勢ニテ交渉スルコト
- (3) 委員ハ森井 内田 菊地 長岡ノ四名ニ決定直ニ
會議ヲ中止シ出發午後四時一同市役所ニ至リ白上局長代理ニ

會見森井ヨリ事情ヲ頂シタルニ 白上局長代理ハ
三名ノ獲得ハ菊部長ノ決定ニタ着ナルカストライキト懲戒
處分トハ別個ナルモノニシテ從テ当局ノ宣明ニタル適當ナル
時期ニ適當ナル人物ヲ獲得シタルモノト思料ス
他四十名ノ問題ハ四五日後ニアサレハ決定セサルニ付待タ
レタシ 尚自分ハ全部獲得ヲ考ヘ居レルモノナルカ各至極深
ニ於テ一般ノ統制ヲ廢ス虞アリト思料スル具體的行動ノアル
者ハ採用不能トナルモノニアラント思料スル者ヲ答ツル
ヤ森井ハ右決定ノ場合ハ一應未採用者會議ニ回答アリタキ旨
ヲ述ヘ今三十名辭去セリ而シテ更ニ會議後行キ概當任ニ決シ
ル者高ニ放テ内戸開放ト決定シタル以上ハ五年四月前後ノ減
首者全部ノ復款運動トナシ島上 小林兩名ノ参加ヲ承認ス
ルコト

(4) 運動方針決定